別表十六㈢の表中「圧縮記帳による積立金計上額」を「⑹のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額」に改め、同表の記載要領第１号中「記載し、」を「記載して」に改め、同第四号中「別表十六(三)「⑻」」を「別表十六(三)「８」」に、「同表「⑮」」を「同表「15」」に、「には」を「において」に、「内書として記載した」を「内書きした」に改め、同第六号を次のように改める。

6　「算出償却額(⑳×㉔)又は(⑮－㉒)　㉕」の欄は、「合計⑫＋⑬＋⑭　⑮」の金額から「当期産出鉱量　⑳」の金額に$\frac{\text{「鉱量１トン当たり償却金額　㉓}}{\text{(⑱又は⑲のうち少ないトン数)}}$　㉔」の金額を乗じて計算した金額を控除した金額が「差引取得価額×(⑻×$\frac{5}{100}$　５％　㉒」の金額を超える場合には「又は(⑮－㉒)」を消し、その他の場合には「(⑳×㉔)又は」を消すこと。

別表十六㈢の記載要領第七号⑵及び第八号中「「⑮」」を「「合計⑫＋⑬＋⑭　⑮」の金額」に、「上回る」を「超えることとなる」に改め、同第九号⑵中「外書きは」を「外書には」に改め、同号⑶を次のように改める。

⑶　「特別償却限度額　㉜」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　㉝」の各欄は、当該各欄の合計額（⑷の規定により「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　㉝」の欄に内書きすることとなる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が「合計⑫＋⑬＋⑭　⑮」の金額から「算出償却額⑳×㉘　㉙」の金額及び１円を控除した金額を超えることとなる場合には、当該合計額からその超えることとなる部分の金額を控除した金額を当該各欄に記載する金額の合計額の限度として記載すること。

別表十六㈢の記載要領第九号に次のように加える。

⑷　当該事業年度又は連結事業年度において「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額　㉝」の欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、当該減価償却資産の同欄の金額の基因となる租税特別措置法第52条の２第２項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度若しくは連結事業年度又は同条第５項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日（同項に規定する適格合併等の日をいう。）の属する事業年度若しくは連結事業年度の別表十六(三)「32」の金額に不足額調整割合を乗じて計算した金額を同欄の上段に内書として記載すること。この場合において、「合計㉚＋㉜＋㉝　㉞」及び「翌期に繰り越すべき特別償却不足額(㉜＋㉝)のうち少ない金額　㊷」の各欄の記載に当たつては、その内書きした金額を「㉝」から控除して計算すること。

別表十六㈢の記載要領第十号中「明細書」の次に「の添付」を加え、同第十一号中「して、」を「して」に改め、同号後段を次のように改める。

この場合において、「㊴」から「㊶」までの各欄の記載に当たつては、「㊳」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算すること。

別表十六㈢の記載要領第十二号⑴中「して、」を「して」に、「場合、」を「場合において、」に、「外書として記載した」を「外書きした」に改める。

別表十六㈣の表を次のように改める。